

受益者負担金（分担金）とは？

●受益者負担金（分担金）とは？

下水道が整備されることにより、台所・トイレ等が水洗化され、より快適な生活が出来るようになり、土地の付加価値も高まることとなります。

一般の公共施設（道路・公園等）は利用者が不特定多数であることから、通常全額市費で建設されておりますが、下水道事業のように限られた区域内のみに建設費用を全額市費で賄うことは、下水道が整備出来ない区域との負担の公平を欠くこととなります。

このようなことから、下水道区域内の受益者の皆さんに下水道の建設費の一部を負担して頂くのが受益者負担金（分担金）です。

●受益者負担金（分担金）を納めていただく人は？

公共下水道事業坂本処理区、特定環境保全公共下水道事業各処理区は下水道受益者負担金または分担金が建物に賦課されます。対象箇所の建物所有者が納めていただく方（受益者）となります。ただし、その建物が第三者所有の物であったりして賃貸借の権利が発生する場合には、その権利者との話し合いによって受益者を決めていただき、申告をしてください。

●受益者負担金（分担金）の額は？

本市の公共下水道事業坂本処理区及び特定環境保全公共下水道事業各処理区は汚水処理のみの事業であり、各家庭が利益を等しく受けており、県下の状況を見ても建物所有者に賦課するところが一般的であるため、建物に賦課する方式を採用しています。

一般住宅は一律30万円、一般住宅以外の場合は延床面積や定員などをもとに負担金額を算出します。

負担金（分担金）の額

建 物 用 途	人 数	負 担 金 額
一般家庭	1戸あたり	300,000円
店 舗 飲食店 喫茶店	10人まで	300,000円
	11人～30人	400,000円
	31人～50人	450,000円
	51人～100人	500,000円
	101人～200人	600,000円
	201人以上	700,000円
ホテル 旅館 民宿	20人まで	400,000円
	21人～40人	500,000円
	41人～60人	600,000円
	61人以上	700,000円
工 場 事務所 共同住宅	10人	350,000円
	11人～30人	400,000円
	31人～50人	450,000円
	51人～100人	550,000円
	101人～150人	800,000円
	151人以上	人数が50人を超えるごとに 800,000円に 500,000円を加えた額

備考：この表において人数とは、日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」により算定された処理対象人員をいう。ただし、市長が必要と認めた場合は、補正を加えることができるものとする。

●納付方法

納付方法は負担金（分担金）を5年に分割し、さらに1年を4期に分けて5年間20期で納めていただく分割納付と、負担金（分担金）を一度に支払っていただく一括納付が選択できます。

坂本処理区と苗木処理区において一括納付を選択していただいた場合は、負担金（分担金）の13.5%の報奨金が交付されます。

負担金の納付

第1期	6月1日～6月30日まで
第2期	9月1日～9月30日まで
第3期	11月1日～11月30日まで
第4期	翌年2月1日～2月末日まで